

該各号に定める日までに課税地の地域振興局長等に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

- (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
- (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
- (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
- (4) 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日

- 2 特別徴収義務者は、前項の期間について納入すべき産業廃棄物税額がない場合においても、同項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(徴収猶予)

第12条 地域振興局長等は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条第1項各号に規定する納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。この場合において、地域振興局長等は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 前項の規定による徴収猶予を申請しようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して、課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。

- 3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項の規定による担保について準用する。

- 4 地域振興局長等は、第1項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 地域振興局長等は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 前項の規定による還付又は納入義務の免除を申請しようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して、課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。

- 3 地域振興局長等は、第1項の規定により産業廃棄物税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当するものとする。

- 4 地域振興局長等は、第1項の申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(申告納付の手続)

第14条 第8条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき者(以下「納税者」という。)は、次の各号に掲げる期間における産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税の課税標準たる重量、税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を、当該各号に定める日までに課税地の地域振興局長等に提出し、及びその申告した税額を納付しなければならない。

- (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
- (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
- (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
- (4) 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日

- 2 前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を課税地の地域振興局長等に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(減免)

第15条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において産業廃棄物税の減免を必要とすると認める納税者に限り、知事が必要と認める額を限度として当該産業廃棄物税を減免することができる。

- 2 前項の規定により産業廃棄物税の減免を受けようとする者は、当該産業廃棄物税の前条第1項各号に規定する納期限までに、又は当該減免の理由となるべき事実が発生した日から2月以内に、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、課税地の地域振興局長等を経由して知事に提出しなければならない。

(最終処分場の設置等の届出)

第 16 条 最終処分場を設置した者（第 10 条第 1 項の登録を申請する者を除く。）は、産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の 5 日前までに規則で定める届出書を課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出した者は、届出書の記載事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から 5 日以内に規則で定める届出書を課税地の地域振興局長等に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定は、最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者について準用する。

（帳簿の保存等）

第 17 条 特別徴収義務者及び納税者（次項において「特別徴収義務者等」という。）は、最終処分場への産業廃棄物の搬入について、規則で定める事項を記載した帳簿を当該搬入に係る産業廃棄物税の第 11 条第 1 項各号又は第 14 条第 1 項各号に規定する納期限から 5 年間保存しなければならない。

2 特別徴収義務者等は、前項の帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、課税地の地域振興局長等の承認を受けたときは、規則で定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）の保存又は当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。）による保存をもって当該承認を受けた帳簿の保存に代えることができる。

（使途）

第 18 条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てなければならない。

（規則への委任）

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、法第 731 条第 2 項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行われる最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課すべき産業廃棄物税について適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に産業廃棄物の埋立処分を行っている最終処分業者については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第 10 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の 5 日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から 5 日以内」とする。

3 この条例の施行の際現に最終処分場を設置し、産業廃棄物の埋立処分を行っている者（前項の最終処分業者を除く。）については、施行日に産業廃棄物の埋立処分を開始しようとするものとみなして、第 16 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の埋立処分を開始しようとする日の 5 日前まで」とあるのは、「この条例の施行の日から 5 日以内」とする。

（準備行為）

4 第 10 条の規定による登録の手續及び第 16 条の規定による届出は、施行日前においても、第 10 条及び第 16 条の規定の例により行うことができる。

（検討）

5 知事は、この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 10 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 54 号

熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本県障害者施策推進協議会条例（昭和 48 年熊本県条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 27 条第 3 項」を「第 24 条第 3 項」に改める。

第 2 条 熊本県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 3 項」を「第 26 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 80 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。
